

男鹿市告示第 29 号

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 27 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示
男鹿市移住支援事業補助金交付要綱（令和元年男鹿市告示第 9 号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <u>「新秋田元気創造プラン」</u> <u>（秋田県デジタル田園都市国家</u> <u>構想総合戦略）</u>及び男鹿市総合 戦略に基づき、市内への移住・定 住の促進及び中小企業等におけ る人手不足の解消に資するため、 秋田県（以下「県」という。）と 共同して行う秋田県移住・就業 支援事業において、埼玉県、千 葉県、東京都及び神奈川県（以 下「東京圏」という。）から本市 に移住した者が、<u>移住支援金の支</u> <u>給要件を満たした場合に、予算</u> <u>の範囲内において移住支援金を</u> <u>交付するものとする。</u> <u>当該移住支援金の交付につい</u> <u>ては、第 2 期秋田県移住・就業支</u> <u>援事業実施要領、法令等の定め</u> <u>るところによるほか、この告示</u> <u>に定めるところによるものとし</u> <u>る。</u> (交付金額)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 <u>あきた未来総合戦略（秋</u> <u>田県まち・ひと・しごと創生総合</u> <u>戦略）</u>及び男鹿市総合戦略に基 づき、市内への移住・定住の促進 及び中小企業等における人手不 足の解消に資するため、秋田県 （以下「県」という。）と共同し て行う秋田県移住・就業支援事 業において、埼玉県、千葉県、東 京都及び神奈川県（以下「東京 圏」という。）から本市に移住し た者が、<u>マッチング支援対象の</u> <u>求人</u>を充足して定着に至った場 合又は<u>起業支援金の交付決定を</u> <u>受けた場合における移住支援金</u> <u>の交付については、秋田県移住・</u> <u>就業支援事業の実施要領、法令</u> <u>等の定めるところによるほか、</u> <u>この告示に定めるところによる</u> <u>ものとする。</u> (交付金額)</p>

改正後

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円（ただし、令和5年3月31日以前に本市に転入した場合にあっては30万円とする。）を加算する。

（報告及び立入調査）

第9条 県及び市は、第2期秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

様式第1号

年 月 日			
男鹿市長 様			
第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。			
1 申請者欄（略）			
2 移住支援金の内容（該当欄に○印を付けてください）（略）			
3 各種確認事項（該当欄に○印を付けてください）			
別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する		誓約しない
別紙2「第2期秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	同意する		同意しない
申請日から5年以上継続して、申請先市町村に居住し、かつ、就業・起業する意思について	意思がある		意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3歳等以内の親族に該当しない		3歳等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 男鹿市への移住の意思について	自己の意思である		所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて	誓約する		誓約しない
4 転出元の住所（略）			
5 東京23区への在勤履歴（略）			
6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況（略）			

改正前

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき30万円を加算する。

（報告及び立入調査）

第9条 県及び市は、秋田県移住・就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

様式第1号

年 月 日			
男鹿市長 様			
秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の交付を申請します。			
1 申請者欄（略）			
2 移住支援金の内容（該当欄に○印を付けてください）（略）			
3 各種確認事項（該当欄に○印を付けてください）			
別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	誓約する		誓約しない
別紙2「秋田県移住・就業支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	同意する		同意しない
申請日から5年以上継続して、申請先市町村に居住し、かつ、就業・起業する意思について	意思がある		意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3歳等以内の親族に該当しない		3歳等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 男鹿市への移住の意思について	自己の意思である		所属からの命令である
（テレワークの場合のみ記載） 移住元での業務を移住先において引き続き行うことについて	誓約する		誓約しない
4 転出元の住所（略）			
5 東京23区への在勤履歴（略）			
6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況（略）			

改正後 改正前

別表 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 第2期秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び市から求められた場合には、それに応じます。
- 以下の場合には、第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合：半額
- 移住支援金の適正な執行に必要な範囲内で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が取得することに同意します。
- 住所、就業先等の移住支援金の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を県に報告することに同意します。
- その他、市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力します。

別表 2

第2期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

県及び本市は、第2期秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び本市が定める個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び本市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の 申請用 実績用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記	
勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

※ 第2期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び市の求めに応じて、県及び市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

別表 1

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 秋田県移住・就業支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び市から求められた場合には、それに応じます。
- 以下の場合には、秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から3年未満に市外に転出した場合：全額
 - 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - 秋田県起業支援事業（地域課題解決枠）に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に市外に転出した場合：半額
- 移住支援金の適正な執行に必要な範囲内で、世帯員の住民基本台帳の情報を市が取得することに同意します。
- 住所、就業先等の移住支援金（地方創生推進交付金対象分）の要件に関する事項の異動について、移住支援金受給の要件となる就業先法人が当該事実を県に報告することに同意します。
- その他、市長が報告、調査等が必要と認めるときは、これに協力します。

別表 2

秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

県及び本市は、秋田県移住・就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、県及び本市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び本市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

様式第2号

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の 申請用 実績用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記	
勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

※ 秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び市の求めに応じて、県及び市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

改正後

改正前

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の 申請用 実績用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務先所在地 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先の企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

※ 第2期秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び市の求めに応じて、県及び市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

男鹿市長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の 申請用 実績用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務先所在地 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先の企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

※ 秋田県移住・就業支援事業及び男鹿市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、県及び市の求めに応じて、県及び市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第3号

様式第3号

第 号
年 月 日

様

男鹿市長

男鹿市移住支援金交付決定通知書

第2期秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

第 号
年 月 日

様

男鹿市長

男鹿市移住支援金交付決定通知書

秋田県移住・就業支援事業実施要領及び男鹿市移住支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

